

## 目 次

告 示	ページ
13 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	1

## 告 示

### 新潟県市町村総合事務組合告示第 13 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、新潟市事務所の項に係る変更については平成 30 年 11 月 9 日から、燕市事務所の項に係る変更については平成 30 年 11 月 2 日から、それぞれ実施した。

平成 30 年 11 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表新潟市事務所の項中

「

新栄信用組合	本店	新栄信用組合	馬越支店
〃	大形支店	〃	上町支店
〃	松浜支店	〃	稲葉支店
〃	横越支店	〃	東堀支店

」

を

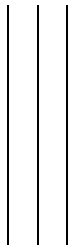
「

新栄信用組合	本店	新栄信用組合	馬越支店
〃	大形支店	〃	上町支店
〃	松浜支店	〃	稲葉支店
〃	横越支店		

」

に、燕市事務所の項中

「



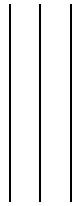
協栄信用組合 仲町支店  
" 南支店  
" 小池支店  
" 南吉田支店  
" 大曲支店

協栄信用組合 中央通支店  
" 吉田支店  
" 小中川支店  
" 本店

」

を

「



協栄信用組合 仲町支店  
" 南支店  
" 小池支店  
" 南吉田支店

協栄信用組合 中央通支店  
" 吉田支店  
" 小中川支店  
" 本店

」

に改める。